

# 【参考資料 1】

令和 4 年 10 月 13 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県理事 難波 喬司

## リニア中央新幹線南アルプストンネル工事に係る協議について

令和 4 年 10 月 6 日付けで、貴職より、「リニア中央新幹線南アルプストンネルにおける工区設定理由等について（ご回答）」を受領しました。

しかし、回答は、工区設定時期についての記載が無いなど、令和 4 年 9 月 7 日付け「リニア中央新幹線南アルプストンネルにおける工区設定理由等について」の依頼に対して、十分にお答えいただけていないものであると受け止めております。

さて、現在、山梨工区及び長野工区については工事が進められ、とりわけ山梨工区につきましては、静岡山梨の県境付近まで工事が進んでいるとお聞きしております。この工事がこのまま進めば、トンネル掘削により発生する湧水は、水圧差（動水勾配）の関係上、近傍の地下水だけではなく、距離的に離れた場所の高圧の地下水を引っ張ることになります。したがって、トンネル掘削が県境付近に近づけば近づくほど、山梨県側のトンネル湧水として静岡県内の水を引っ張る量が増え、結果として、大井川の水資源へ影響が生じることが懸念されます。

このため、工事中に静岡県側から山梨県側に流出する地下水の戻し方が決まるまでの間は、静岡県境ぎりぎり山梨工区及び長野工区の工事を止めるのでは無く、大井川の水資源への影響を回避するため、「どの場所で静岡県境へ向けた工事を止めるのか」を決定する必要があると認識しています。この問題については、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議地質構造・水資源専門部会（以下、「専門部会」という）において、科学的・工学的な協議を進めることが必要であると考えます。

また、令和 4 年 9 月 7 日付け貴職宛「リニア中央新幹線南アルプストンネルにおける工区設定理由等について」において述べましたとおり、先進坑に先立ち静岡県内を掘削すると思われる高速長尺先進ボーリングや先進坑からのコアボーリングについて、静岡県内に向けてどのように進めるのかについても、双方の共通認識はできておりません。令和元年 8 月 20

日専門部会意見交換会において、貴社から、「高速長尺先進ボーリングをすれば、水を抜くことができるという利点がある」旨の説明を受けておりますので、大井川の水資源への影響が懸念されます。これらについても、専門部会での議論を踏まえ、共通認識のもと取扱いを明確にさせて頂く必要があると考えております。

貴社におかれましては、専門部会において、下記事項について説明をいただくことをお願い致します。工区設定理由等については、今後、専門部会において、どの時点で山梨工区・長野工区の工事を止めるのかを協議する際の基礎資料（県境の地質等、特に静岡県外側）として必要であると考えております。

専門部会委員の事前準備が十分にできるよう、余裕をもって資料を提出していただくなど、円滑な専門部会の運営に御協力いただくことをお願い致します。

なお、次回の専門部会の開催日時等は後日、お知らせ致します。

#### 記

- 1 どの時点で静岡県境へ向けた工事を止めるのかについて（貴社案）
  - ・位置、時期、根拠
  - ・高速長尺先進ボーリングの取扱い
  - ・先進坑先端からのコアボーリングの取扱い
  
- 2 工区設定理由等について
  - (1) 山梨県側から掘削することを前提とした静岡県内の一部区間
    - ・位置
    - ・位置を決定した時期、理由
  - (2) 長野県側から掘削することを前提とした静岡県内の一部区間
    - ・位置
    - ・位置を決定した時期、理由